

## 事務局に関する細則

第 1 条 事務局は中央委員に属し、会務執行の諸事務を掌り、執行部及び事務部を以って組織する。

第 2 条 事務局には左の役員を置く。

事務局長	1 名
部長	各 1 名
係長	各 1 名
係員	若干名

第 3 条 中央委員は必ず何れかの役員に属さなければならない。必要と認める時は中央委員以外の会員より係員を置くことができる。

第 4 条 事務部に次の係を置く。

但し、中央委員会が認める場合新たに係を設けることができる。

- 1 庶務係
- 2 企画係
- 3 会計係

第 5 条 執行部には次の係を置く。

但し、前条但し書これを準用する。

- 1 渉外部
- 2 厚生係
- 3 調査係

第 6 条 会則これを規定する。

第 7 条 事務局長は中央委員長の指導助言の下に局を統轄し諸事について一切の責任を負い必要ある場合は中央執行委員会に於いて事務上の報告をなし承認を得なければならない。

事務局長に事故ある場合は部長双方でこれを代理する。

第 8 条 部長は部を統轄し当該諸事務について事務局長に対して責任を負わなければならない。

第 9 条 係長は係員と共に実際に当り当該事務について部長に対して責任を負わなければならない。

## 選挙に関すること

第 1 条 本会の役員任期は4月1日から翌年3月末日迄の1年間とする。任期を満了した役員は新たに選出された役員が就任するまで役員権利、義務を有する。

新たに選出された研究倶楽部の役員はその旨事務局長に届けなければならない。

第 2 条 本会会員は全員が選挙権及び被選挙権を有する。但し10月に施行される選挙に際し、4年次の学生は被選挙権を有しないものとする。

### 第1節 会長選挙

第 3 条 本会会長の選挙は原則として立候補制を採用し選挙は単記無記名投票による。

副会長は会員中より会長がこれを任命する。会長は副会長を罷免することができる。

第 4 条 会長の選挙は毎学年第2学期講義開始日より20日以内に行う。選挙の日時、場所、立候補届出、受付期間、選挙運動期間、その他必要事項は投票10日前に選挙管理委員がこれを告示する。

第 5 条 本会会長の候補者となろうとする者は立候補届出期間内に5名以上の推薦人の連署をした文章でその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。

第 6 条 選挙管理委員会は会長選挙に際し被選挙権及び立候補者の推薦権を有しないものとする。

第 7 条 本会会長の立候補者が1人の時は投票を行うことなくして当選したもののみなす。

第 8 条 選挙管理委員会は会長選挙において有効投票の最高得票者を以って当選人とする。但し、全会員の8分の1以上の得票がなければならない。

当選人と決めるに当って得票数が同じである時は、選挙管理委員会に於て同委員長抽選でこれを決める。

第 9 条 選挙管理委員会は同委員会を代表して選挙結果を開票終了後直ちに公示しなければならない。選挙管理委員会は投票用紙を開票後1週間保存しなければならない。

第 10 条 会長は全会員の過半数の不信任が表明された時、又は総会に辞表を提出して承認された時辞任する。

副会長は会長に罷免された時、会長に辞表を提出して受託された時又は会長が離任した時は辞任する。

第 11 条 会長が欠けた時は第2条、第3条、第4条の規定に従い補欠選挙を行う。

## 第2節 中央委員会の選挙

第12条 中央委員会の選挙は毎学年講義開始日より20日以内に行う。

選挙の日時、場所、その他必要事項は選挙日の5日前に選挙管理委員会がこれを告示する。

第13条 中央委員は原則として各専攻学科より1名宛選出する。但し、専攻学科学生100名を増す毎に1名を選出することができる。

第14条 中央委員の選挙は選挙管理委員会がこれを管理し、各専攻学科別に特別選挙管理委員会を任命してこれを行わしめる。

第15条 中央委員は所属専攻学生の過半数の不信任が表明された時、又は選挙管理委員に辞表を提出して所属専攻学生過半数の承認を得た時辞任する。

第16条 中央委員が欠けた時は第11条、第12条、第13条の規定に従い、その欠員所属の専攻学生によって補欠選挙を行う。

## 第3節 事務局

第17条 事務局長（以下「局長」と称す）は中央委員中よりこれを互選する。事務局の各部長は局長これを任命する。各係長は当該部長これを任命する。但し各部長及び係長は中央委員中よりこれを任命しなければならない。又、局長はこれら部長を随時罷免し部長は当該係長を随時に罷免することができる。

第18条 部長は中央委員会による不信任が表明されたとき、又は中央委員会に辞表を提出して受諾された時及び離任された時辞任する。事務局の各係は部長により罷免された時、部長に辞表を提出して受諾された時辞任する。局長は中央委員会に辞表を提出し、受理されたとき又は中央委員会に於て不信任が可決された時辞任する。

部長は局長に罷免されたとき、局長に辞表を提出して受諾した時又は局長が離任したとき辞任する。各係長は当該部長に罷免された時辞表を出して受諾されたとき及び部長が離任したとき辞任する。

## 第4節 選挙管理委員会の選挙

第19条 選挙管理委員会は5名とし、会員中より中央委員会の議決による指名に基づいて会長が任命する。

第20条 選挙管理委員会は全会員過半数の不信任が表明された場合、又は会長に辞表を提出して受諾された時辞任する。

## 第5節 会計監査委員の選挙

第21条 会計監査委員は5名とし、会員中より中央委員の議決による指名に基づいて会長がこれを任命する。

第22条 会計監査委員は全会員過半数の不信任が表明されたとき、又は会長に辞表を提出し受諾された時辞任する。

## 第6節 研究倶楽部役員選挙

第23条 研究倶楽部はその部員中より必要とするだけの役員を自由な選出方法によって選出する。

## 第7節 役員解職及び兼務

第24条 本会の役員を解職しようとする場合はその理由を記した文章に当該機関総員5分の1以上の連署を以て選挙管理委員会に解職を要求することができる。

第25条 選挙管理委員会は役員解職の要求書を受けた日から5日以内に当該機関学生の投票によって解職如何の判定をせしめその結果を公示しなければならない。

第26条 本会は次に掲げる役員兼任を認める外、他のいかなる役員兼任もこれを認めない。

- 1 正副会長と正副中央委員
- 2 中央委員と事務局の各係長
- 3 選挙管理委員と研究倶楽部役員
- 4 会計監査役員と研究倶楽部役員